



小谷野公認会計士事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-22-1
代々木1丁目ビル 14階
TEL:03-5350-7435 FAX:03-5350-7436

《会計・税務の知識》 法人事業税・法人住民税の分割基準

はじめに

法人は、国税である法人税及び地方法人税以外に、地方法人二税（法人住民税及び法人事業税）が課税されます。

複数の都道府県及び市区町村において活動している法人は、事務所等が所在する全ての都道府県及び市区町村に申告する必要があるため、地方法人二税の申告額を一定の基準にて分割し算定します。

今回は、当該一定の基準とされる「分割基準」についてご説明します。

1. 分割基準

分割基準により、法人事業税は課税標準額となる所得金額を、法人住民税法人税割は課税標準となる法人税額を分割します。

法人住民税法人税割は、従業者の数を使用し、法人事業税は、法人の業種によって異なるものを使用します。

2. 分割基準の種類

法人事業税の分割基準における、業種区分及び使用する数は次の通りです。

業種	分割基準
非製造業 (下記業種以外)	事務所等の数と従業者の数
製造業	従業者の数
倉庫業・ガス供給業	有形固定資産の価額
電気供給業	有形固定資産の価額と発電に使用するものの価額
鉄道事業・軌道事業	鉄道のキロメートル数

(出典：東京都主税局「分割基準のガイドブック」)

以下では、一般的な事業会社で使用されることが多い、事務所等の数及び従業者の数についてご説明します。

3. 事務所等の数

事務所等の数とは、原則として事業年度に属する各月の末日現在における数を合計した数値です。

例外として、事業年度の期間が1月に満たないで、かつ、その事業年度中に一度も月の末日が含まれない場合は、事業年度末日の事務所等の数を使用します。

～具体例～

事業年度：×1年4月1日～×2年3月31日

B県b事務所は、×1年6月18日開設

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
A県 a事務所	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
B県 b事務所	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
合計	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	22

<計算>

b事務所 ×1年6月～×2年3月の10ヶ月 ∴10

4. 従業者の数

従業者の数とは、原則的には各事務所等の事業年度の末日現在における数値です。

例外として、事業年度の途中で、新設又は廃止した事務所等の場合は、事務所等の所在した月数で按分します。また、事業年度中を通じて従業者の数が著しく変動した場合は、各月の平均値を使用します。

なお、著しく変動した場合とは、各月の末日の人数のうち最も多い人数が最も少ない人数の2倍を超える場合です。

～具体例～

事業年度：×1年4月1日～×2年3月31日

B県b事務所は、×1年12月20日廃止

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
A県 a事務所	3	3	3	3	3	3	3	3	4	4	4	4	4
B県 b事務所	2	2	2	2	2	2	2	2	0	0	0	0	2
合計	5	5	5	5	5	5	5	5	4	4	4	4	6

<計算>

b事務所 2名(廃止日前月末人数)×9ヶ月/12ヶ月=1.5 ∴2名

注1) 従業者の数に1人に満たない端数が生じた場合、これを1人とする。

注2) 計算式中の月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じた場合は、1月とする。

おわりに

各種の定義など一部割愛している部分もありますが、各地方団体がHP等で公表している分割基準の算定方法を参照していただければと思います。

(担当：赤羽)

TEL.03 (5350) 7435 otoiawase@koyano-cpa.gr.jp

http://www.koyano-cpa.gr.jp/ ©KOYANO C. P. A OFFICE 無断転載・引用禁止